



韓国歴史的集落・順天市楽安邑城における土地利用の変遷と環境整備：邑城・里の伝統的空間構造と保存指定後の変容・管理実態に着目して

朴, 延

山崎, 寿一

(Citation)

都市計画論文集, 49(3):279-284

(Issue Date)

2014-10

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(Rights)

本著作物の著作権は日本都市計画学会に帰属します。本著作物は著作者である日本都市計画学会の許可のもとに掲載するものです。ご利用に当たっては「著作権法」に従うことをお願いいたします。

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90003054>



13. 韓国歴史的集落・順天市楽安邑城における土地利用の変遷と環境整備

- 邑城・里の伝統的空間構造と保存指定後の変容・管理実態に着目して -

Change of land use and maintenance environment at the Historic Village of NaganEupsong, Suncheon City, Korea

- Focusing on the transformation and management of actual save after specifying the traditional structure of Eupseong and Ri -

朴 延*・山崎寿一**
Yon PARK*, Juichi YAMAZAKI**

This study is one of a series of studies about landscape conservation of historical village in Korea and present study is directed to a NaganEupsong of Jeollanam-do Suncheon City.

In this paper, we reveal methods, procedures, place and how they make a specific budget and how they engage business of environmental improvement of historical village, also the purpose of this study is considering about the structure of usage management and operation.

In addition, when performing research on landscape conservation of NaganEupsong, the target is the analysis on an understanding of the spatial structure as traditional research perspective.

Keywords: Historic Villages, NaganEupsong, Spatial Structure, Land Use, Landscape Conservation
歴史的集落, 楽安邑城, 空間構造, 土地利用, 景観保全

1. はじめに（研究の目的・方法）

本研究は、韓国歴史的集落の景観保全に関する一連の研究¹⁾の一つであり、全羅南道順天市の楽安邑城を対象とする。

楽安邑城は、1983年に国の歴史的集落（史跡第302号）として最初に指定された。また、2011年3月にユネスコ世界遺産暫定目録として登載された韓国を代表する歴史的集落である。楽安邑城の住民は、文化財に指定後、厳しい規制及び観光客との絡みなどによる不便を受け入れながらも歴史的景観（伝統的民家・藁葺）を維持しており、文化財指定前からの主な生業である農業を継続している。

本稿では、文化財に指定された直後から現在までの「土地利用の変遷」を明らかにした上で、歴史的集落の環境整備がどのように進められたのか、その「実態」を明らかにする。あわせて、利用・管理の「仕組み」について考察する。

ここでは、2012年10月に行なった韓国現地調査で得られた行政資料・学術資料の分析及び行政担当者、現地住民からの聞き取り調査に基づいて分析を行う。具体的には以下の内容の調査・分析を進めた。

- ① まず、1985年に国（文化財庁）によって作成された行政資料⁹⁾による当時の土地利用・土地所有の実態を把握し、現在はどのように変化しているかを2013年9月の現地調査で明らかにする。
- ② 次に、順天市所属の楽安邑城管理事務所^{注1)}の担当者により得られた年次別の環境整備事業の集計資料を入手し、楽安邑城の環境整備の事業の内容及び予算の実態を明らかにする。
- ③ さらに、楽安邑城の自治組織である保存会から「ソフト面」の整備の考え方について聞き取り調査を行い、それらの関係から、どのような現状の利用・管理・運営の仕組みになっているのかを分析する。

2. 楽安邑城に関する国内外の既往研究動向の整理と本研究の位置づけ

韓国におけるこれまでの歴史的集落の主な研究では、1980年代までは集落の立地・風水・民家の特徴及び空間構成分析などの研究が主流であった。

1990年代から、金純一の研究³⁾「和訳:歴史的環境の保存に関する研究（1993年・韓国建築史学会）」では、点的保存の文化財保存から面的保存である歴史的環境の保存への方向転換や文化財概念の拡大がみられた。

2000年代以降、姜東辰の研究⁴⁾「和訳:持続可能な伝統的集落の維持と管理方法論の開発－韓国と日本の比較研究－（2001年・韓国造園学会）」では、歴史的集落を対象とした「持続可能」の発想が現れたことや日韓の比較研究を進めている。

徐旺佑・韓三建の研究⁶⁾「国史跡邑城における城壁の復元と整備に関する考察（2008年・日本建築学会計画系論文集）」では、文化財に指定されている韓国の邑城を対象として、邑城の城壁とそれに付属した建造物の復元と整備に関して分析を行い、その動向と特徴や問題点を明らかにした研究であった。

李智喜・羽生冬佳の研究⁶⁾「韓国の伝統集落の持続的な保護に向けた観光マネジメントのあり方（2013年・日本観光研究学会）」では、現在、韓国の歴史的集落は経済問題に直面しており、このような社会的背景の中で観光が新たな収入源として重視されていることを指摘している。また、良洞村と楽安邑城を対象に観光と持続可能な維持管理の関係性について明らかにした研究である。

このように建築学会・造園学会・建築史学会・観光研究学会など様々な分野による蓄積がある。1980年代までは風水による空間構成や民家の特徴が主流であったものが、1990年代か

ら歴史的環境の面的保存まで方向転換したことや文化財概念の拡大がみられた。2000年以降は持続可能な歴史的集落の維持や管理の発想が現れしたことや世界遺産登録と住民自力型保全体系の研究が行われてきた。

現在に至るまで、楽安邑城の環境整備の展開および景観保全・住環境の変容などの「実態」を明らかにし、都市計画的にどのように変化したのか、また、どのような特徴があったのかを整理したことは価値がある。しかし、このような具体例に関する研究は多数あったものの、楽安邑城の景観保全に関する研究を行う際に、オリジナルな視点としての伝統的な「空間構造」を理解した上で分析した研究は少ない。

本研究では、楽安邑城の伝統的な空間構成原理を明らかにした上で、具体的な土地利用及び歴史環境整備がどのように展開したのかを明らかにすることに意義があると考える。

3. 楽安邑城の概要

韓国建築歴史学会による書籍⁷⁾「韓国建築踏査ノート(2006)」の中で、第4章「マウルと邑城」(マウルは集落を意味する)を記述した田鳳熙(ソウル大学建築学専攻教授)によると、朝鮮時代のマウル(集落)の類型は大きく3つ、「①氏族集落(同族集落)」・「②各姓集落(邑城)」・「③特殊集落」に分類している。本研究では、多数の姓が混在する共同体を構成し、官庁や商業の中心地である②各姓集落の「楽安邑城」を研究対象地とする。

楽安邑城は、韓国の南部海岸の中心に位置し、順天市の西側の楽安面東内里・南内里・西内里一円に位置する(面は日本の市町村の町に当たる)。海と隣接(6km)していると共に、周辺4方が山に囲まれた内陸盆地の地形になっている。順天市市内(楽安邑城の東側)まで約35kmの距離の位置にある。

1899年の楽安邑誌の記録によると、当時(1899年)3つの行政里戸数は115、人口は481(男:285人・女:196人)であった。史跡に指定された直後、1983年の楽安邑城の人口は、199世帯800人であった。しかし、現在は120世帯288人であり、人口が約1/3に減少している。その理由として、1985年に文化財に指定され、復元整備²⁾する際に、朝鮮時代後半(19世紀)の戸数に戻そうとする行政の考え方が反映されていると考えられる(19世紀:115戸、現在:120戸)。

さらに、年齢別人口は、60歳以上が66%、18~60歳は32%、18歳以下は2%であり、高齢化がみられる。

順天市と韓国民俗学会による行政資料「楽安邑城の暮らしと知恵(日本語訳、2011.2)⁸⁾」では楽安邑城住民の職業の割合を示している。農業が76%であり3/4を示しており、現在においても農業を主な生業とする歴史的集落である。また、商業が12%、一般勤め人が7%、その他が5%である。

農業従事者は、城内では家の近所の畑で白菜やその他青物を、城外では主に米、麦、キュウリ、イチゴ、梨を栽培している。商業は城内の土産店や城外商業地域で食堂を運営している。また、一般勤め人は公務員・教育界の人や一般企業に勤めている。その他の分類では城内での体験場で体験プログラムを運営している人がいる。

しかし、これらの分類はあくまでも行政資料であり、現地調査(2012年10月楽安邑城管理事務所で担当者へのヒアリング)によると、民宿の増加など農業と商業・サービス業との兼業化がみられる。

1979年1月29日に国の文化財として民家9棟が重要民俗資料³⁾として指定され、「点的文化財保護」が始まった。しかし、1983年6月14日に韓国では初となる集落全体が文化財(史跡302号)に指定されるなど「面的文化財保護」が始まったことが特徴である。文化財保護区域の面積は223,108m²である。

文化財指定による規制内容として、韓国の文化財保護法によると、文化財に指定された保護区域全体を対象に原型維持を基本原則としている。その内容として、建築物に対する外観を変更する行為、土地利用における現状変更の規制として、国家指定文化財の修理・新築・増築・改築・移転などの行為について許可が必要とする。また、それに伴う罰則があり、厳しい文化財保護の規制になっている。楽安邑城の場合、城壁から50mまでが文化財保護区域になっており、現代的施設を移転・撤去したことが特徴である。

さらに、国による民家だけでなく、道(県)によって碑石・樹木までに文化財指定範囲が拡大された。また、観光客は毎年約100万人が訪れるなど韓国歴史的集落の中でも有数の観光地でもある。

4. 楽安邑城の空間構造の変遷

図1は、朝鮮の王室図書館である奎章閣で発刊された楽安郡地図(1872)であり、風水による楽安邑城の伝統的空間構成を表している。邑城空間の重要な建築物として北東側に官舎⁴⁾が、北西側に東軒⁵⁾(朝鮮時代の地方官署)が位置していた。また、城壁周辺が邑内面(現在の楽安面)になっており、東内里と東外里、西内里と西外里、南内里と南外里、その他を含む9つの里で構成されていた。1914年(日本統治時代)に東内里



図1 楽安邑城の古地図からみる伝統的空間構成
※出典:順天市・韓国民俗学会「楽安邑城の暮らしと知恵」2011年2月より加筆



図2 堂山からみた楽安邑城の伝統的空間構造（2009年順天市都市計画図面上に2012年10月の現地調査より作成、2012年筆者撮影）

と東外里が東内里に、同様に西内里と西外里が西内里、南内里と南外里が南内里に行政区画として総合された。城壁内では東内里・西内里・南内里で構成されている。さらに、金錢山の山裾で発源する校村川と篠橋川が南北方面で邑城の左右に流れている。また、楽安邑城の南門前の明堂水を補助するための補助林を表している。

韓国の集落には、集落信仰の求心点になる場所であり心靈が宿る「堂山」と一般的に呼ばれる集落の共同空間が存在する。図2のように、楽安邑城には各堂山が3つの集落（東・西・南内里）毎に上・中・下堂で構成されており、現在も堂山が残され、民間信仰としての堂祭が継続・保存されている。また、石狗と外堀は楽安邑城の東に位置する五峯山の強い気^{注6}を抑えるための補助思想に基づいてつくられたものである。

しかし、1970年代に入ってから人手不足などを理由に、その機能が簡略化・消失した。実際、東内里の下堂が池に整備されたことからその機能が消失し、現在は神木（銀杏）で祭事の機能が補われている。また、西内里では上・中・下堂で行われた行事が縮小され2箇所（上・中堂）で行われている。さらに、図2のように19世紀まで維持されていた補助林が現在は消失しており、農地として活用されている。

このように、一見ひとつの集落であるようにみえるが、実際3つの集落（里）で構成されている。また、各里がそれぞれの堂山のような共同空間を持ち、それぞれが組み合わされ、「邑

城」という性格が一致する「重層構造」になっていることが分かった。

さらに、堂山の行事が縮小し、3つの集落が共同で祭事を行っているようにみえるものの、現在に至るまで3つの集落が各自の堂山（上・中・下堂）で祭事を行うなど、各集落の共同空間の意識があると言える。

5. 楽安邑城の土地利用の変遷

5.1. 1985年の土地利用の実態

図3（1985年、文化財指定直後）をみると中心道路（地方道857号）が集落を貫通しており、商業施設が集落の中心道路に沿って分布している。また、「面事務所（日本の町役場に相当する）」及び「小学校」のような現代的集落構成の施設が城壁内の中心部に位置されている。その周辺に・消防署・交番・診療所・郵便局・農協のような公共施設が密集していた。

調査報告書によると、1979年の「商業施設」は主に飲食店（25箇所）であった。しかし、1983年史跡に指定され、観光地計画が具体化されるなど外部から観光客が訪れる 것을期待して、1985年には商店の数が48箇所に増加した。また、飲食店・居酒屋・商店・精肉店・美容院などの種類も多様になった。東内里に33、南内里に13、西内里は1箇所の順で分布していた（図3）。

また、「屋根材料」（母屋基準）はスレートが100棟・藁葺

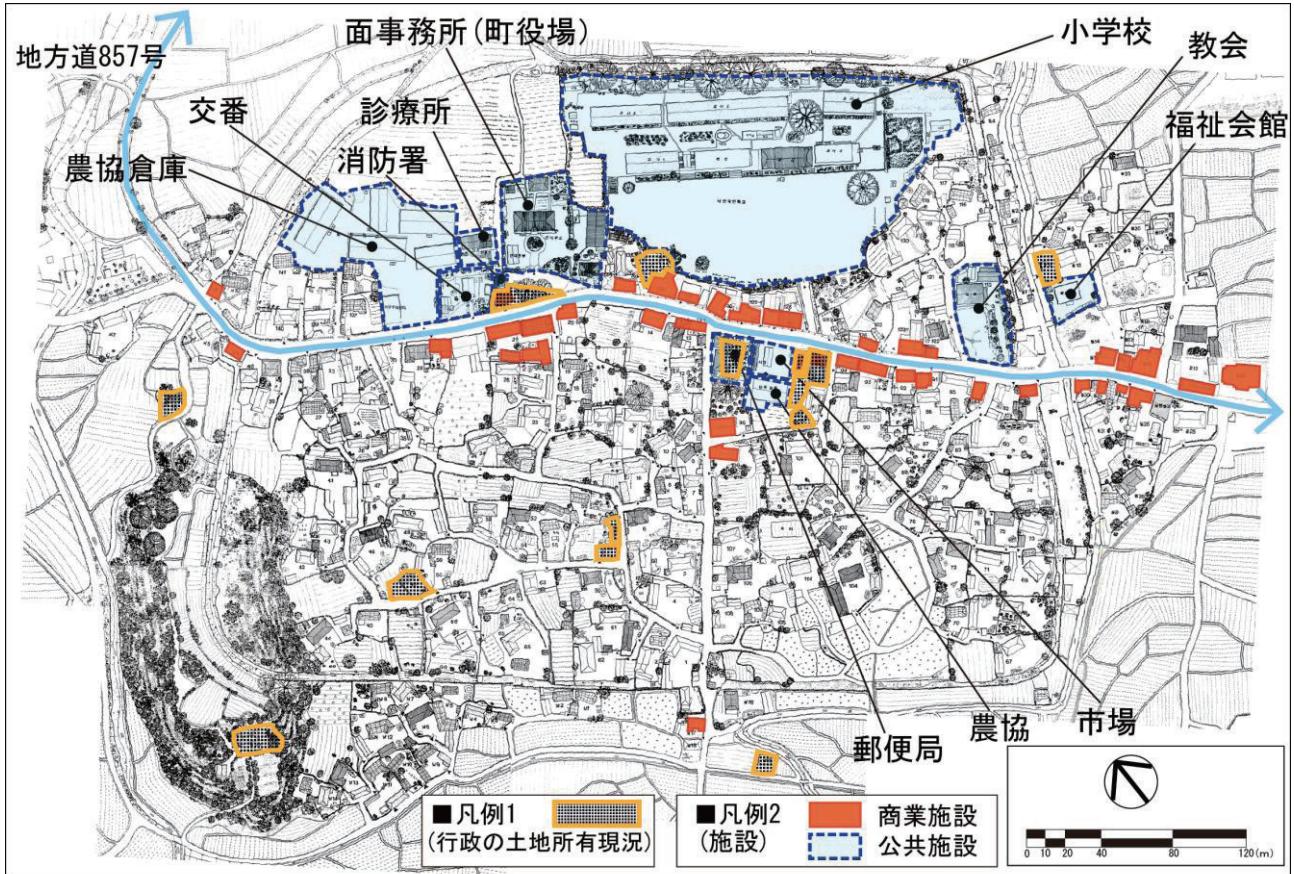


図3 1985年の文化財指定後の「土地所有」及び「土地利用」の実態
※出典：楽安邑城民俗マウル細部現況総合調査報告書（1985年7月）に加筆

が51棟・瓦葺が36棟・その他が12棟であるなど、建物の現代化が進んでいた（伝統的家屋は約44%）。調査報告書によると、セマウル運動（韓国の農村の近代化運動）による影響や藁葺に居住することが貧困にみえることを意識して建て替えたなどの理由があった。

土地所有については、調査報告書によると、194棟の内12軒のみが行政（里・面・郡）の所有であり（図3の凡例1参照）、9割以上が住民の所有であった。

5.2. 2013年の土地利用の実態

1985年（図3）と比較した土地利用の大きな変化として楽安邑城の観光地化^{注7}を挙げることができる。その具体的な事例として民宿の増加がある。民宿の増加について楽安邑城の住民への聞き取り調査（2012年10月）の結果、1990年代には民宿は3軒であったことが分かった。しかし、2013年9月の実態（図5参照）をみると民宿が36軒まで増加し、観光地化が進んでいることが分かる。民宿は東・南・西内里各里に分布しており、民宿として活用されている民家は主に住民が所有している。

その民宿は、元々倉庫・牛小屋（畜舎）や主に人が住まなくなったハナレを改修し、活用している。また、住民の約1/3が民宿を運営しているなど宿泊業で生活を維持している住民が増加していることから民家の活用実態の変化がみられた。

また、空き家の活用事例として「体験場」がある。2012年

10月に行った東内里の元里長（日本の村長に当たる）へのヒアリング内容では、順天市や国による空き地の買い取り事業が行われ、約10年前から藁工芸・木工芸・焼き物・伝統音楽・書道などの体験プログラムがスタートし、全体の枠組みは4年前に完成された。空き地・空き家を体験場として活用することで、歴史的集落としての景観維持（空き地の活用）と住民の雇用創出が可能になったことが分かった。その体験場の土地所有の実態をみると行政（国7:市3）であり、大多数が西内里に密集しており（図4）、行政から最も買取り事業や整備が行わ

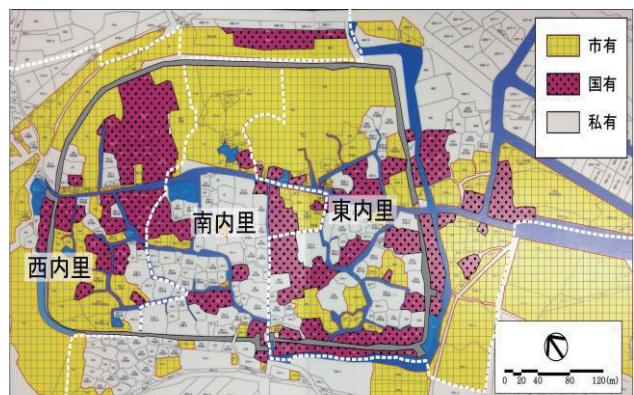


図4 2012年の楽安邑城の土地所有現況（市・国・私別に分類）
※出典：楽安邑城管理事務所の担当者から得られた「楽安邑城土地所有現況図（2012）」に加筆

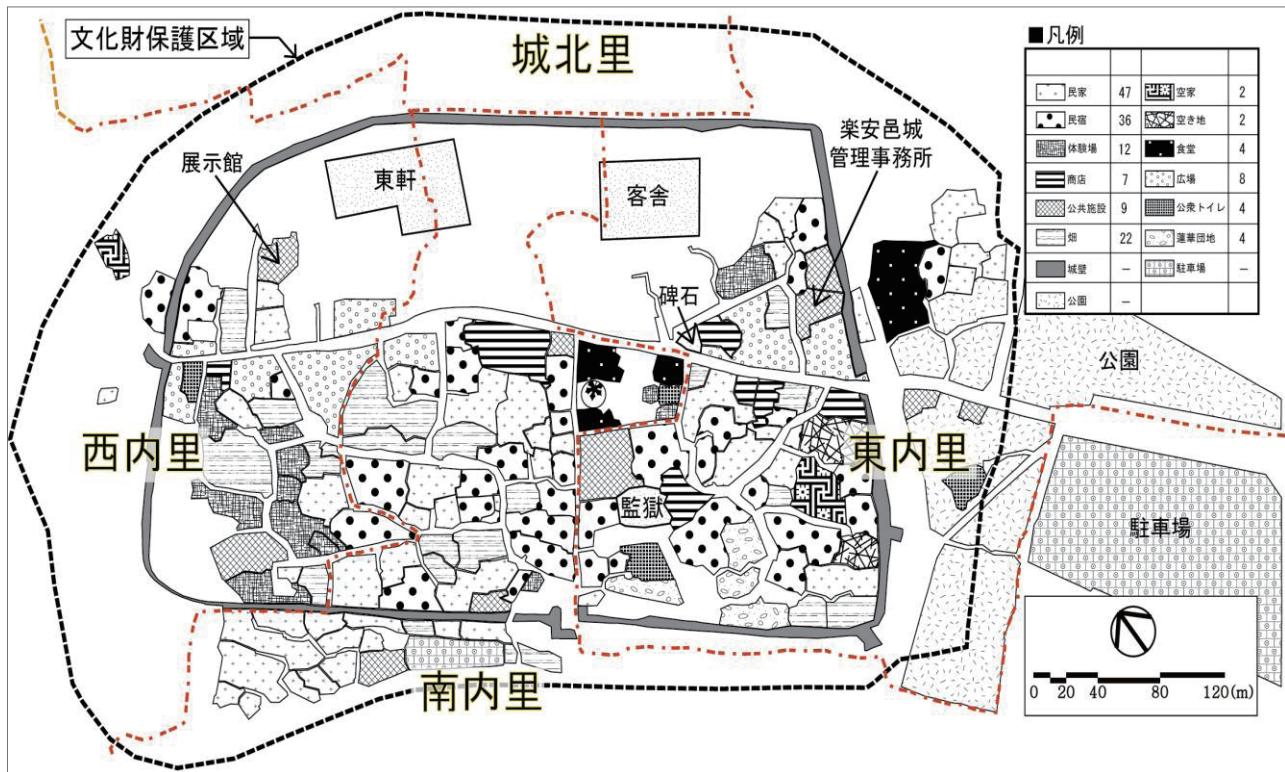


図5 2013年9月の楽安邑城の土地利用の実態 (2013年9月の現地調査より作成)

れた場所であることが分かった。

順天市・楽安邑城管理事務所の担当者により得られた「2012年の土地所有現況図 (図4参照)」をみると、2012年の楽安邑城の土地所有の実態として、文化財保護区域の中では国・市所有が67%、住民所有が33%になっている。1985年の文化財指定直後の土地所有実態と比較して大きな変化がみられた。また、国主導の観光地化事業が行われている。

さらに、1985年から1990年の間にもともと城壁内にあった商業施設が楽安邑城の保護区域外に移転された。また、小学校や面事務所(町役場)のような公共施設も保護区域外に移転・撤去された (図6参照)。

楽安邑城は大きく、東内里の住民の場合、邑城の東側に位置している商業団地で商業を行っており、南内里は邑城の南側に位置する水田で農業を行い、西内里の住民はほとんどが楽安邑城の保護区域内に住まずに、体験場のように行政が管轄する組みになっている。

このように楽安邑城は、一見、城壁で囲まれた一つの集落のように捉えられるが、3つの集落(里)が存在し、それぞれ集落のキャラクターが異なる「多様な空間構造」になっていることが分かった。

6. 楽安邑城の歴史環境整備の展開

6.1. 楽安邑城の組織

文化財(史跡)に指定され、集落が保護されていると同時に楽安邑城はいろんな組織によって運営されている。楽安邑城の組織は、民間組織、自治組織、その他の関係組織がある。その他関係組織は、自治組織、民間組織、その他の関係組織がある。

自治組織には「開発委員会」、「老人会」、「婦人会」や「青年会」、「親睦会」などの様々な組織、民間組織では「楽安邑城伽倻琴並唱保存会」、「楽安邑城軍樂保存会」、「社団法人楽安邑城保存会」、その他の関係組織では、「順天市楽安邑城運営委員会」、「楽安邑城文化祝祭祭殿委員会」が存在している。

6.2. 楽安邑城保存会とその役割

本研究では特に、民間組織である「社団法人楽安邑城保存会(以下、保存会)」に着目してどのような整備を行っているのかを分析する。保存会は史跡の指定及び復元事業の開始後、邑城内の3つの集落(東内里・南内里・西内里)の住民により1984

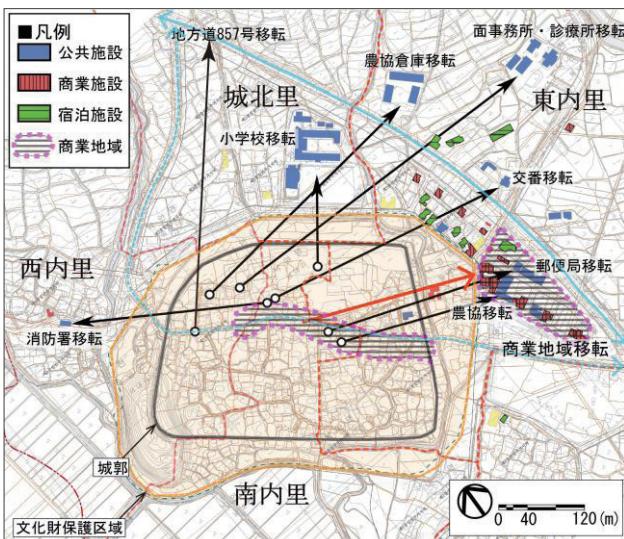


図6 楽安邑城における公共施設移転の実態 (2013)

※出典: 2009年順天市楽安面の行政地図に加筆

年8月20日に社団法人として登録された。保存会の定款によると、官庁との相互協力や補助から楽安邑城の保存と伝統民俗文化を発掘し、継承発展すると同時に会員間の和合と住民の所得増大及び福祉向上と伝統文化を保存・振興することを目的としている。

集落全体が文化財に指定され、観光客の入場料及び賃貸料(伝統結婚式・映画撮影など)に対する約10億ウォン(約1億円)の収入がある。2012年10月に楽安邑城管理事務所の担当者にヒアリングした結果、収入の40%(約4000万円)が保存会の分であり、楽安邑城住民120世帯に分けられ、毎月1世帯約30万ウォン(約3万円)が支援金として与えられる。

その他の収入の60%は順天市に配分され、主に楽安邑城の保存管理費として使用されている。その例として、民家(藁葺)の葺き替え事業に4億2千万ウォン(約4200万円)が住民への支援金として使われた。

また、2012年10月に楽安邑城保存会の事務長にヒアリングした結果、保存会は行政(国・市)所有の空き家を年間1億5000万ウォン(約1500万円)で賃貸料として支払い、食堂4棟を営業している(図4参照)。直営の収入30%を地域(楽安面)に還元する仕組みになっている。

その還元内容は、景観保全事業として、保存会が東西の主道路に市が設置した花壇を楽安邑城の高齢者を雇い管理していることである。また、市や国から城壁内の空き地を賃貸して畠として活用するなど景観形成において重要な役割を果たしていることが分かった。

さらに、コミュニティを維持する上での後援(体育大会・奨学金・老人後援)をしている。実際、食堂を運営することで常勤職員や日雇い(特に、女性の雇用創出)がみられるなど共同体の維持において重要な役割を果たしている。

7. 結言

楽安邑城は3つの集落で構成されていることが重要な点であり、各里に対応する構成原理(堂山のような共同空間が存在)が存在し、空間構造を形成している。また、それらが組み合はり大きな楽安邑城の全体としての構成原理を持っている二重構造になっていることが分かった。

1985年、楽安邑城の土地利用はセマウル運動により現代化が進んでいた。当時の土地利用は集落の中心に公共施設が位置しており、集落の東西を貫通する幹線道路とそれに沿って商業地域があった。また、土地所有の実態として、土地の約95%を住民が所有しているなど、一般的な中心集落であった。しかし、2013年9月の土地利用をみると「観光地化」が著しい。その事例として、民宿の増加や空き家の体験場として活用されている。また、土地所有の実態を分析すると、9割を超えていた住民の土地所有が、現在は33%まで減少した(行政が67%)。

このように、楽安邑城は、歴史的町並みを保存するに当たって、文化財に指定する当時に残っているモノを保存し、消失したものを復元することを原則とする。楽安邑城では基本的に「復元」趣向であることが分かった。復元によって「原型」に近づけようとする手法を取り入れていることが特徴である。

しかし、2000年代からは、楽安邑城の民間組織である保存会を中心とした食堂運営や民俗芸能からの雇用創出や住民による景観保全事業など国・市だけでなく住民主導のような異なる傾向がみられた。

注

- 注1) 楽安邑城の文化財指定以降、地方自治体である順天市は、管理機関として「楽安邑城管理事務所」を城内に設置した。主な役割として、行政管理人(公務員10名)を常住させ楽安邑城の管理と事業の役割を行っている。また、住民の生活に関係する各種事項及び観光客に対する対応の役割を行っている。
- 注2) 「楽安邑城細部現況総合調査報告書(参考文献9)」によると、1900年代以前の姿に復元(再現)を前提に事業を進める内容が示されている。具体的には、伝統的でないスレート・セメント構造物などを伝統型に復元し、比較的保存状態が良好な城郭、その他遺跡は補修を行う。また、行政が伝統的建築物(文化財)を購入する方針が示されている。
- 注3) 韓国の文化財保護法により定義されている文化財の類型は、「①有形文化財」、「②無形文化財」、「③記念物」、「④民俗資料」の4種類がある。これら4つの文化財類型は、国家指定と市・道(県)に区分される。その内、建築物を対象とするものは無形文化財を除外した3つの種類である。①有形文化財の国家指定文化財では宝物・国宝が存在する。また、③記念物の国家指定文化財は史跡・名勝・天然記念物がある。さらに、④民俗資料は国家指定文化財の内、文化財庁の文化財委員会の審議により民俗資料の中から重要なものが重要民俗資料として指定する。その内、歴史的集落の保存に関する法制度は文化財保護法による「史跡」と「重要民俗資料」がある(2014年現在、韓国の国指定歴史的集落は史跡1・重要民俗資料7箇所、合計8箇所)。その「重要民俗資料」は伝統的生活様式や民俗的風景を保存、建築史研究に重要な資料を提供する民家群およびその場所を意味する。「史跡」は記念物の内、歴史的・学術的・観賞的・芸術的価値がある政治・国防に関する遺跡及び産業・交通に関する遺跡を示す。
- 注4) 客舎は、高麗・朝鮮時代の地方の中心地に設置された官庁であり、外國の使者や中央からの客のための宿舎である。
- 注5) 東軒は、その中心地を管理する人が仕事を行う建物を示す。
- 注6) 風水思想に基づいて楽安邑城を築城した時に金鐘山(楽安邑城の北側に位置)を主山として定めた。しかし、楽安邑城の東側に位置する五峯山がそれに対立しているように見えることから、それを抑えるための神補思想である。
- 注7) 「楽安邑城の細部現況総合調査報告書(参考文献9)」によると、復元整備の基本的な概念として2つの側面があり、一つ目は国民の観光地として活用すること、二つ目は、住民の所得の増大であることが示されている。

参考文献

- 1) 朴延・山崎寿一:歴史的環境保護制度からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察、日本建築学会第8回住宅系研究報告会(2012年11月)
- 2) 朴延・山崎寿一: A Study on the Historical Village Landscape Conservation of World Heritage Andong Hahoe Village in Korea、第9回アジア建築交流国際シンポジウム (ISAIA)、(2012年10月)
- 3) 金純一: 역사적환경의 보존에 관한 연구: 하회마을의 보존을 중심으로 (日本語訳:歴史的環境の保存に関する研究:河回マウルの保存を中心に) 韓国建築史学会建築歴史研究第2巻第1号(1993年)
- 4) 姜東辰: 지속 가능한 전통마을의 유지와 관리방법론의 개발-韓国과 일본의 비교 연구- (日本語訳:持続可能な伝統マウルの維持と管理方法論の開発 -韓国と日本の比較研究-) 韓国造園学会誌第29巻第5号 (2001年12月)
- 5) 徐旺佑・韓三建:国史跡邑城における城壁の復元と整備に関する考察-韓国における史跡の保存整備の動向と特徴に関する研究 その1-、日本建築学会計画系論文集第73巻第630号 (2008年8月)
- 6) 李智喜・羽生冬佳:韓国伝統集落の持続的な保護に向けた観光マネージメントのあり方:慶州良洞マウルと順天樂安邑城マウルの比較を通じて、観光研究25(1)13-22 (2013年)
- 7) 韓国建築歴史学会:한국건축답사수첩 (日本語訳:韓国建築踏査手帳)、(2006年10月)
- 8) 順天市・韓国民俗学会:낙안읍성의 삶과 암 (日本語訳:樂安邑城の暮らしと知恵)、(2011年2月)
- 9) 昇州郡: 樂安邑城民俗マウル細部現況総合調査報告書(1985年7月)